

令和2年1月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和2年1月10日（金）午後2時 田辺市教育研究所 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治  
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明  
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝  
14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之  
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 4番 前田 登 13番 上森 力

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 山田富次 企画員 片井恵子

会議録署名委員 6番 更井 寛司 10番 青木 登

議長 長

皆さん、こんにちは。農業委員会も今年度改正を迎えるということで最後まで勤めて頂きたいと思っていますし、最後に研修旅行もありますので勉強していただきたいと思っています。北川部長さんが挨拶したいとのことでしたが、別の会議のため本日来られない、とのことでございます。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4、185㎡、他5筆、合計12,025㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年12月18日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、934㎡、他1筆、合計1,530㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年11月12日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,194㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年11月12日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、244㎡、他3筆、合計1,609㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年12月19日です。以上、4件報告いたします。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、930㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和2年2月1日から令和11年12月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,711㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和4年12月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、594㎡、他1筆、合計1,319㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間1万円・持参払い、期間は令和2年2月1日から令和7年1月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,276㎡、貸し手は〇〇〇、〇

〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間3万3千円・持参払い、期間は令和2年2月1日から令和3年1月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 310㎡、他3筆、合計4, 540㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和8年1月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、456㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円・持参払い、期間は令和2年2月1日から令和3年12月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、512㎡、他1筆、合計819㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、全体で年間1万円・持参払い、期間は令和2年2月1日から令和8年1月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、206㎡、他5筆、合計2, 500㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和2年2月1日から令和8年12月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、503㎡、他1筆、合計1, 738㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和22年1月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、951㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和22年1月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、465㎡、他8筆、合計3, 715. 63㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん・柿、期間は令和2年2月1日から令和12年1月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 185㎡、他8筆、合計13, 046. 54㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和8年1月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、460㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年2月1日から令和22年1月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、572㎡、他2筆、合計2, 251㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のすもも、期間は令和2年2月1日から令和12年1月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 134㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間1万円・口座払い、期間は令和2年2月1日から令和27年1月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、943㎡、他3筆、合計3, 206㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和2年2月1日から令和7年1月31日の新規です。合計16件、48筆、47, 053. 17㎡、貸し手14名、借り手9名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長  
委員 全員  
議 長

はい、それでは合意解約についてご質問・ご意見ございませんか。

異議なし。

ないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。  
議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。  
議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。  
議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。  
議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番6番更新です。異議ございません。  
議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番更新です。異議ございません。  
議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番異議ございません。  
議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番10番、体調を崩されて近所の人に貸すとのことで  
異議ございません。11番につきましても異議ございません。  
議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番から14番異議ございません。  
議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番について異議ございません。  
議 長 はい、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。16番異議ございません。  
議 長 はい、以上16件、異議なしとのことでございます。そのように取り計ら  
ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る  
議案は終了しました。岡本君、有難うございました。それでは、定例委員  
会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、4番の前田委員さん、  
13番の上森委員さん、12番の鈴木委員さんが少し遅れるとのことです。  
本日の会議録署名委員に6番の更井委員さん、10番の青木登委員さん  
をお願いいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、  
議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定に  
よる農地でない旨の証明願、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、  
報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、  
を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請につ  
いて、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させてい  
た  
だ  
き  
ま  
す。  
1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共  
に畑、面積は455㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇  
〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、  
地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,995㎡、他3筆、合計7,43  
3㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。

3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,827㎡、他12筆、合計65,978㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,533㎡、他1筆、合計3,716㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は347㎡、他6筆、合計2,191㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は485㎡、他1筆、合計624㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は343㎡、他1筆、合計486㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は85㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,194㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は589㎡、他7筆、合計3,872㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。1番からお願ひします。

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

議 長

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。先月のあっせん成立の案件です。隣接の方に購入いただきました。1番について異議ございません。

はい、2番。

〇〇番〇〇です。譲渡人は一人暮らしで後継者もなく購入していただけるのであればそうしたいと言っていました。2番について異議ございません。

はい、3番。

〇〇番〇〇です。3番4番について異議ございません。

はい、5番。

〇〇番〇〇です。5番について異議ございません。

はい、6番。

〇〇番〇〇です。6番、異議ございません。

はい、7番。

〇〇番〇〇です。7番、異議ございません。8番9番の譲渡人は高齢で異議ございません。

はい、10番。

〇〇番〇〇です。10番異議ございません。

議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
山田	係長	5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は927㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟218.60㎡、駐車場・庭園708.40㎡、合計927㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和元年10月25日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は中山間地域の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は495㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟134.13㎡、駐車場等360.87㎡、合計495㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域にありますので、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,160㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場1,160㎡、着工日、工事期間は許可日より5ヶ月以内、農用地の内外は令和元年10月25日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は406㎡、他2筆、合計934㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設934㎡、49.5kW、パネル280枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意はございます。隣接同意一部無しにつきましては、西側の農地所有者で5回の話し合いと設置の説明会を行い設置についての了承は得ましたが同意書にサインはできないとのことです。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が駐車場・農機具用倉庫、面積は182㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・農機具用倉庫182㎡、着工日、工事期間は完成済、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書が添付されております。亡き父親が、許可が必要と知らず、駐車場と農機具用倉庫として整備をしてしまいました。今後、関係法律を理解し、遵守することを誓約いたしますので、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。以

上5件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査の報告をさせていただきます。去る1月8日午前8時30分に、JA紀南紀菜柑に〇〇委員、岡内局長、山田係長と私の4名が集合し調査に出発いたしました。調査につきましては5条申請が5件、2条の農地でない旨の証明願ひが3件で合わせて8件でした。それでは、議案第2号農地法第5条申請の5件について、私から報告させていただきます。1番につきましては、〇〇〇〇に隣接する土地で、現況は休耕畑、譲渡人は農業経営が困難となっていたところ、譲受人からの要望もあり、分譲住宅用地として譲渡するものです。隣接状況につきましては、東側と南側が市道、西側が〇〇〇〇、北側は譲渡人の畑となっています。水利組合の同意も得ております。転用内容につきましては、説明のあった通りで盛土が1.5～2m、排水につきましては、合併処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流です。これらのことから、この件については許可相当と判断いたします。2番です。〇〇〇〇より北西に300mで現況は畑です。譲渡人は遠方に住居しており、かつ高齢のため耕作することが困難となっていたところ、譲受人からの要望もあり、分譲住宅用地として譲渡するものです。隣接状況は東側が畑、西側、南側は市道、北側は公衆用道路となっています。水利組合の同意を得ております。転用につきましては資料の説明の通りで、切土8cm盛土25から50cm、排水は合併処理後、雨水とともに西側及び南側市道側溝へ放流です。この件についても許可相当と判断いたします。3番につきましては、〇〇〇〇から南西約100mの県道沿いの畑です。譲渡人は高齢のため耕作することが困難となっていたところ、譲受人からの要望もあり、資材置場用地として譲渡するものです。隣接状況は東側が雑種地、南側は畑と用悪水路、西側が畑、北側は県道と用悪水路です。水組合の同意も得ております。転用の内容につきましては説明の通りで、切土盛土はありません。排水については、雨水は自然浸透及び北側用悪水路へ放流です。この件についても許可相当と判断いたします。4番については、〇〇〇〇より東へ約950m、県道沿いの休耕畑です。転用理由は譲渡人は相談により取得しましたが、農業を行っておらず、維持管理することが困難となっておりました。譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。隣接状況につきましては東側が畑及び公衆用道路、南側が公衆用道路、西側が畑、北側が宅地です。水利組合の同意書も得ています。転用内容は説明の通りで切土盛土はなしです。排水等は自然浸透です。この件についても許可相当と判断いたします。5番です。〇〇〇〇より北西へ200m、現況は駐車場及び農機具用倉庫です。転用理由、譲受人は兄より申請地に隣接する宅地を譲り受けており、自家用及び来客用の駐車場と農機具用倉庫の用地として譲り受けます。隣接状況は東側が畑と田、南側は畑と宅地、西側は宅地、北側が畑です。転

用内容は説明の通りで、切土盛土はなしです。排水は自然浸透です。既に完成済みですが説明のあった通り許可相当と判断いたします。

議 長 はい、有難うございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。2番について調査委員さんのおり、異議ございません。3番についても、同意書もあり異議ございません。

議 長 はい、4番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。同意が得られないとのことですが、本人からは、区長さんとお会いして、排水が宅地に流れ込まないようにしてほしいとの要望はしたと聞いております。この件に関しまして異議ございません。

議 長 はい、5番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。5番について異議ございません。

議 長 議案第2号農地法第5条申請5件異議なしとのことでございます。そのよう  
 委員 全員 異議なし。  
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地  
 法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い  
 山田 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でな  
 い旨の証明願についてです。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目  
 は登記簿が田、現況が宅地、面積は6.61㎡、申請人は○○○、○○○  
 ○、申請地は昭和35年7月より、建物敷地として利用され、現在に至っ  
 ております。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、  
 現況が山林、面積は575㎡、他15筆、合計6,176㎡、申請人は○  
 ○○、○○○○、申請地は昭和39年より耕作不能となったため、植樹を  
 行い現在に至っております。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目  
 は登記簿が畑、現況が宅地、面積は119㎡、申請人は○○○、○○○○、  
 申請地は約40年前に耕作をとりやめ、車庫を建築し、現在も利用してお  
 ります。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、現地調査代表委員の方の所見を賜りたいと思います。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願につい  
 てです。1番の案件については申請場所、○○○○より西へ150m、現  
 況は宅地。隣接状況及び周囲への影響は、東側が市道、西側は宅地、南側、  
 北側も宅地。非農地となった経緯は、昭和35年7月に居宅新築により、  
 自宅用地として利用され、現在に至っています。近隣住民及び地元農業委  
 員の証明もあり、許可相当と考えます。2番の案件は、申請場所、○○○  
 ○より東へ約5km、現況は山林。隣接状況及び周囲への影響は、東側が  
 山林、西側が県道、南側は山林と宅地、北側が山林。非農地となった経緯  
 は、願い出人の無き父親が昭和39年に耕作を取りやめ、植林したことで  
 現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、許可相当  
 と考えます。3番について、申請場所、○○○○より東へ約2km、現況



は宅地です。隣接状況及び周囲への影響は、東側が畑と里道、西側は畑、南側が市道、北側は畑。非農地となった経緯は、願い出人の無き父親が約40年前に耕作を取りやめ、車庫を建築して以降、宅地用地として利用され現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、周囲に影響を及ぼすこともなく許可相当と考えます。以上です。

議 長 はい、有難うございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。60年ほど前から、宅地用地として利用されてきたとのことで、1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。2番について調査委員さんのおり、異議ございません。

議 長 はい、3番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。3番異議ございません。

議 長 議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願い3件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申し出について、事務局の説明をお願いします。

山田 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,851㎡、他1筆、合計3,235㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は3,300kg、希望価格は300万円、所有者は○○○、○○○○です。以上、1件につきまして、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。  
 ○○番 委員 ○○番○○です。1番の土地は非常に面積が広くて、梅の収穫時期には10人ほど人を雇うぐらいです。後継者の男の子が2人いるのですが、一人は医療系、一人は学生でどうなるか分からないため、その分減らしていきたいとのことで、場所的にはいいところのあっせん申し込みです。

議 長 いい畑ですか。  
 ○○番 委員 いい畑です。

議 長 下の畑はどうですか。  
 ○○番 委員 狭い畑で、入り口が狭いです。

議 長 はい、有難うございます。議案第4号農地等あっせん申し出1件につきまして、あっせんすることに異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、地元の○○○○委員さん、○○○○委員さん、○○○○委員さんをお願いします。以上あっせんについて、委員さん方ご苦労様ですが、よろしくをお願いします。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 10ページをお願いします。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目

		は登記簿、現況共に田、面積は317㎡の内15㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。有難うございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
議	長	
委員	全員	なし。
議	長	無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、全国農業会議所から依頼がありました。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、事務局の説明をお願いします。
山田	係長	議案書に同封していました。また、本日机に置かせていただいています。資料の通り、全国で不祥事が4件も起きていることより、11月28日開催の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。つきましては、田辺市農業委員会におきましても、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を決議したいと考えています。内容につきましては、私たち農業委員、農地理湯最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。2. 農業委員、農地利用適正化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。について、この会において決議してよろしいでしょうか。
議	長	申請者に便宜を図ったり、お金を貰ったりすることが、全国で出てきているとのことで、今回、各農業委員会で「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を行っているところです。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。決議書はどうするのか。全国農業会議所に提出するとか。ここだけの決議となるのでしょうか。
岡内	局長	全国農業会議所に何か書類を送る等はございません。各農業委員会で決議し、会議録で公表してくださいとのことです。
議	長	他にございませんか。我々は申請者に便宜を図ることはないと思います。公平・公正にきちんとしていきたいと考えます。それでは、皆さんにお諮りいたします。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、ご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	異議なしと認め、このように決定いたします。それでは、その他の案件で

ございます。12月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さんから、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

山田 係長

令和元年度「和歌山県における農地利用の最適化」推進に関するアンケート調査についての提出をお願いいたします。

議 長

他になれば、本日はこれで閉会致します。慎重にご審議頂きまして有難うございました

午後3時5分終了